

と どう ふ けん まど ぐち
都道府県の窓口

れい わ ねん がつ にちげんまい
令和7年6月1日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・Eメールアドレス・ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711 FAX 011-232-4240 ☞hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用) FAX 017-734-8091 ☞kyuuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015(専用) FAX 019-629-5464 ☞AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 ☞kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 ☞hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 ☞yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用) FAX 024-521-7747 ☞boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法補償金・一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 ☞shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ☞boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ☞jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 ☞a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501(専用) FAX 043-224-4085 ☞https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 ☞S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-285-0716 FAX 045-210-8860 ☞https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/yuse-toiawase.html
15	新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933(専用)のほかに県保健所 FAX 025-285-8757 ☞ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用) FAX 076-444-3493 ☞akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用) FAX 076-225-1423 ☞yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部 子ども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286(子ども未来課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ☞kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 ☞kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 ☞yu-sodan@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 ☞yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 ☞kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-7493 ☞kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 ☞sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(子育て支援課)	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ☞boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4792 ☞kyuho-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ☞ysodan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 ☞kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 ☞boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2657 FAX 073-428-2325 ☞e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法総合相談窓口	電話 0857-26-7145(福祉保健課)のほかに県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ☞yuuseisodan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974(専用) 0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328 ☞yuuseisodan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用) FAX 086-225-7283 ☞yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 ☞fukudomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 ☞a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほかに県保健所 FAX 088-621-2843 ☞kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 ☞kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほかに県保健所 FAX 089-912-2399 ☞healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用) FAX 088-823-9658 ☞yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用) FAX 092-643-3260 ☞kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856(専用) FAX 0952-25-7300 ☞kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用) FAX 095-825-6470 ☞s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用) FAX 096-383-1427 ☞yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用) FAX 097-506-1735 ☞sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用) FAX 0985-26-7336 ☞kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用) FAX 099-286-5561 ☞yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	子ども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ☞aa031305@pref.okinawa.lg.jp

か ていちょう とくせつ かくと どうふけん
くわしくは 子育て家庭庁の特設サイトや各都道府県のホームページなどをみてください。

きゆうゆうせい ほごほう
旧優生保護法
補償金等特設サイト

「旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ」
<https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin>



しやうご じやうごうがく
手話字幕動画もご覧になれます。

きゆう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法 による

こどもが できなくなる

手術 などを 受けた 人や

おなかの中の 赤ちゃんを

うめなく された 人とご家族へ

お金を 受けとる ことができます。

きゆう ゆう せい ほ ご ほう ほ しょう きん とう し きゆう ほう
旧優生保護法補償金等支給法 について

れい わ ねん がつ に きゆうゆうせい ほごほう ほしょうきん とう し きゆうほう
令和 6年 10月 に「旧優生保護法補償金等支給法」という法律ができました。

この法律は 本人の気持ちも聞かれることなく

こどもが できなくなる 手術 などを 受けたり おなかの中の

赤ちゃんを うめなく されからだや心に 大きな 痛みや 苦しみを

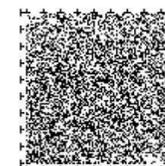
受けた方々に対して お金を 払う ことを 定めています。

被害を 受けた 方々に対して 国として

せきにんを みとめ 深く しゃざい します。

こども家庭庁

このマークは、視覚に頼れない方などが使う
音声コード (Uni-Voiceコード) です。



お金をうけとることができる人は
どのような人ですか？

また、うけとるお金はいくらですか？

補償金

● 子どもができなくなる手術などをうけた人
→ 1500万円です。

● 子どもができなくなる手術などを
うけた人の結婚相手
→ 500万円です。

※本人が亡くなっている場合にはその家族がうけとることができます。

優生手術等一時金

● 子どもができなくなる手術などをうけた人
→ 320万円です。

※補償金をうけた場合もうけとることができます。

人工妊娠中絶一時金

● おなかの中の赤ちゃんをうめなくされた人
→ 200万円です。

※優生手術等一時金をうけた場合はうけとることができません。

いつまで手続きができますか？

令和12年の1月16日までです。

まずは住んでいる都道府県や

子ども家庭庁の窓口

に相談しましょう。

ご希望があれば手続きを

弁護士が無料でお手伝いします。

● 都道府県の窓口は次のページにあります。

● 子ども家庭庁の窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00～17:00

(月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)

